

20 指標の選定理由

—中央最低賃金審議会目安制度のあり方に関する全員協議会報告（平成7年4月28日）より抜粋—

2 ランク区分及び表示方法

- ① まず、各都道府県の経済実態をどのように把握するかという問題が生じるが、その点についての考え方は次のとおりである。

賃金動向を始めとする諸指標を総合化した指数（以下「総合指数」という。）を各都道府県の経済実態とみなすこととした。諸指標としては、別紙4（略）のとおり、都道府県の経済実態を示す指標のうち特に最低賃金に関係が深いと考えられるものとして、

- ・所得・消費に関する指標（5指標）、
- ・給与に関する指標（10指標）及び
- ・企業経営に関する指標（5指標）

を用いた。

具体的には、

- イ 所得・消費に関する指標としては、

- ・所得を示す代表的なものとして県民所得及び雇用者所得を、
- ・消費を示す代表的なものとして世帯支出、消費者物価及び標準生計費の合計5指標を選んだ。

- ロ 給与に関する指標としては、主として時間当たり給与（原則として所定内給与）をみることとし、

- ・規模計の給与（資料出所の異なる2指標）、
- ・小規模事業所の給与（資料出所の異なる2指標）、
- ・女子パートタイム労働者の給与（1指標）、
- ・小規模事業所の低賃金層の給与（第1・二十分位数）（資料出所の異なる3指標）、
- ・新規高等学校卒業者の初任給（1指標）及び
- ・中小・中堅企業の春季賃上げ妥結額（1指標）

の合計10指標を選んだ。

- ハ 企業経営に関する指標としては、

- ・主要産業の生産性を示すものとして、製造業、建設業、卸・小売業、一般飲食店及びサービス業のそれぞれの1就業者当たりの出荷額、販売額等

の合計5指標を選んだ。

さらに、都道府県の経済実態の中期的な変化の的確な把握の必要性、数値の安定性等にかんがみ、別紙5（略）のとおり、各指標については原則として直近5年間の数値の平均値をとり、検討した。